

令和6年度 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費 (地域エネルギー利用最適化取組支援事業) 《よくあるご質問》

No	分類	質問	回答
1	省エネお助け隊要件	営利団体(株式会社等)でも、省エネお助け隊として申請することは可能ですか。	営利団体でも省エネお助け隊として申請できます。
2	省エネお助け隊要件	個人事業主でも、省エネお助け隊として申請することは可能ですか。	個人事業主の方は省エネお助け隊として申請できません。
3	省エネお助け隊要件	法人格を有しない団体でも、省エネお助け隊として申請することは可能ですか。	原則、申請できません。 ただし、法人設立準備中である等の事情がある場合は、SIIに個別にお問い合わせください。
4	省エネお助け隊要件	交付申請時の省エネ診断・省エネ伴走支援の計画について、どの程度の者数で計画をすればよいですか。	補助事業期間に拠点のある都道府県は7者以上、拠点のない都道府県は5者以上の支援対象者に対して支援活動が行えるよう計画してください。 また、上記の計画のうち、1者以上の省エネ伴走支援を行えるよう計画してください。
5	事業要件	体制に含まれる自治体の役割は何ですか。	省エネお助け隊と連携し、以下のような役割を担っていただく想定です。 ・中小企業等へ本事業の周知 ・補助金施策等の情報連携 等 詳細は、SIIが別途提供する「自治体様向け省エネお助け隊との連携依頼」をご参照ください。
6	事業要件	セミナーの開催は必須ですか。	セミナーの開催は必須ではありません。 ただし、本事業の周知等を目的とした何かしらの広報活動を実施してください。 広報活動としてセミナーを開催される場合は、支援対象地域の自治体が登壇、共催、後援等で省エネお助け隊と連携する必要があります。
7	外部専門家要件	省エネお助け隊(自社)の役員・職員を、自社の外部専門家として登録することは可能ですか。	外部専門家として登録はできません。 ただし、内部専門家として登録することはできます。 省エネお助け隊の役員・職員が内部専門家として支援を実施する場合は、交付申請時に外部専門家要件を満たすことができる資格等の証明書を提出してください。 また、内部専門家として従事する際は、SIIが定めた謝金規程に従って従事することが可能であるか、交付申請時までには補助事業者内で合意を得るようにしてください。
8	外部専門家要件	本事業で指定する国家資格を保有しない場合、専門家として登録することはできませんか。	本事業で指定する国家資格を保有していない場合は、有資格者と同等の能力を有することを、以下①～②のいずれかを業務経歴書等で示せる場合に限り登録することができます。 ※業務経歴書等の内容をSIIにて確認の上、有資格者と同等の能力を有しているか確認させていただきます。 <省エネルギー等に関する専門家> ①省エネルギー等関連の実務について、10年以上の経験を有すること。 ②国・自治体等での省エネ診断・省エネ支援の実績を3年以内に10件以上有すること。 <経営相談に関する専門家> ①経営相談関連の実務について、10年以上の経験を有すること。 ②経営課題の取りまとめや、事業計画の策定支援の実績を10件以上有すること。
9	外部専門家要件	専門家が受講する研修等は、いつまでに対応すればよいですか。	省エネルギー等に関する専門家・経営相談に関する専門家ともに、支援対象者への対応を行う前に必ず受講してください。 受講前の従事については補助対象外となりますので、ご注意ください。
10	外部専門家要件	交付決定後に、内部専門家および外部専門家を追加・削除することはできますか。	追加・削除することができます。 ただし、追加・削除する場合は、事前にSIIに変更内容をご連絡ください。 (手続きの方法については、省エネお助け隊に別途ご連絡いたします。)
11	支援対象者要件	医療法人、学校法人、宗教法人、協同組合等の法人は支援対象となりますか。	年間エネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満である事業所は、支援対象となります。
12	支援対象者要件	年間エネルギー使用量(原油換算値)が、1,500kl未満かどうかは、何を以て判断すればよいですか。	支援対象者の事業所全体における前年度または直近1年間のエネルギー使用量を確認した上で、判断してください。
13	支援対象者要件	国や自治体が所有又は運営する施設は支援対象となりますか。	支援対象者要件を満たしていれば、対象となります。 ただし、(国や自治体に限らず)同一法人の場合は、1事業者につき原則3事業所までの支援となりますので、ご注意ください。
14	支援対象者要件	大企業は支援対象となりますか。	大企業は対象外となります。 過去に支援実績がある場合も同様に対象外となりますので、ご注意ください。
15	支援対象者要件	外部専門家が所属する組織は支援対象となりますか。	対象となります。 ただし、当該専門家が行う事前打ち合わせ、支援活動に係る謝金・旅費は補助対象外となります。
16	拠点要件	拠点ごとに職員2名以上が「専ら当該拠点で活動していること」とは、常駐が必要ということでしょうか。	支援対象者への訪問や出張等もあるため、常駐する必要はありませんが、広く支援対象者の相談を受け付けるよう、体制を整備してください。 また、SIIから拠点担当に連絡をする場合があるため、連絡可能な体制を整備してください。

17	支援対象地域要件	交付決定後に支援対象地域を追加することは可能ですか。	事前にSIIへ相談のうえ認められた場合に限り、支援対象地域を追加することが可能です。 (手続きの方法については、省エネお助け隊に別途ご連絡いたします。)
18	支援対象地域要件	隣接する支援対象地域を都道府県全域ではなく市区町村とする場合は、支援対象地域としては認められますか。	市区町村単位は支援対象地域として認められません。 都道府県単位での申請をお願いいたします。
19	補助対象経費	調整費とは何ですか。	本事業の支援活動や事業活動を遂行するために必要な省エネお助け隊の職員の人件費や、外部との調整に係る費用等を指します。 調整費は活動ごとに規定の金額がありますので、公募要領をご確認ください。
20	補助対象経費	職員の稼働分の費用は、どの費目で計上できますか。	職員の稼働分の費用は、費目ごとにある「調整費」の一部費用として適正な予算配分をしてください。
21	補助対象経費	専門家の移動時間は補助対象経費に含まれますか。	含まれません。職員が内部専門家として支援に従事する場合も同様です。 ただし、出発地点から帰着地点までの移動距離が200kmを超える場合は、別途日当を補助対象経費として計上可能です。詳細は、SIIが定めた旅費規程をご参照ください。
22	補助対象経費	省エネ支援事業費のうち、オンラインで開催して補助対象となるものはありますか。	報告会については、オンラインで開催する場合であっても補助対象とすることができます。 また、事前打ち合わせについても、支援対象者の了承を前提に補助対象とします。
23	補助対象経費	省エネ伴走支援等に必要な機器(計測機器等)の購入費や、省エネお助け隊が使用するPC・プリンタの購入費は、その他諸経費として補助対象となりますか。	購入する場合は補助対象となりません。 省エネお助け隊がレンタル・リース契約等をする場合は、用途と使用期間が本事業専用であることを、客観的・合理的に証明できるものに限定し、省エネお助け隊の管理下で使用する場合に限り補助対象となります。
24	補助対象経費	補助事業の広報費用は補助対象になりますか。	支援対象地域の中小企業等に対して、本事業に関する広報を行う場合は認められます。 なお、広報活動の実施方法や内容等は、事前にSIIに確認を求めてください。 <認められる例> 媒体例)配架チラシ、DM、地方紙広告等、広報地域を限定できるもの。 内容例)相談窓口開設の周知、自治体と連携したセミナー開催の周知等。 ※費用対効果が考慮されていること。
25	省エネ診断・省エネ伴走支援	省エネ診断と省エネ伴走支援の違いは何ですか。	本事業における省エネ診断では、事業所全体をウォークスルーにて診断し、課題に対する省エネ取組を提案します。 診断後、明らかになった省エネ等の課題に対する省エネ取組の内容を、実行に移すためのサポートを、省エネ伴走支援としています。 省エネ診断と省エネ伴走支援の切り分けについては、公募要領(P.21)をご確認ください。
26	省エネ診断・省エネ伴走支援	省エネ診断は、必ずしも事業所全体の診断が必要でしょうか。	省エネお助け隊が実施する省エネ診断は、必ず事業所全体としてください。 ただし、令和4年度補正予算「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金」、及び令和5年度補正予算「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」において、設備単位の省エネ診断を受診した事業所については、事業所全体の省エネ診断を実施せずとも、当該設備を中心とした支援内容であれば、省エネ伴走支援が可能です。
27	省エネ診断・省エネ伴走支援	診断プランについて、5つのプランの違いは何ですか。また、どのプランを選択すればよいですか。	いずれの診断プランも、ウォークスルーにて事業所全体の省エネ診断を実施しますが、支援対象者の事業所の規模等により診断プランをご選択ください。 診断プランの選択は、年間エネルギー使用量や事業所の規模等の一定の条件を満たす必要があります。詳細は公募要領(P.23)をご確認ください。
28	省エネ診断・省エネ伴走支援	省エネ診断・省エネ伴走支援の契約はどのように行えばよいですか。	契約の必要はありません。 中小企業等から省エネ診断・省エネ伴走支援の申込を受けた際は、申込内容に沿ってその後のスケジュール等を調整してください。 実施内容及び支援対象者負担額を含む見積書を支援対象者へ提示し、申込内容の合意形成の上、支援活動を開始してください。
29	省エネ診断・省エネ伴走支援	支援対象者に対して、再生可能エネルギーに関する提案を行っても問題ありませんか。	問題ありません。 ただし、省エネルギーに関する提案を主とする必要があります。
30	省エネ診断・省エネ伴走支援	支援対象者負担額の1割とは、どのような費用が含まれますか。	専門家による診断・省エネ伴走支援従事・報告会従事・報告書作成に係る稼働時間が費用に含まれます。この総額のうち、1割を支援対象者にご負担いただくこととなります。 (事前打ち合わせに係る従事時間、旅費、職員の従事時間は含まれません)
31	その他	謝金規程や旅費規程等の団体の内規の提出は必要ですか。	団体の内規は提出不要です。 SIIが定めた謝金規程及び旅費規程に従ってください。 規程類は、SIIホームページ(地域PF)の公募ページ「各種資料」よりご確認ください。
32	その他	SIIが定めた謝金規程及び旅費規程より、団体の内規の金額の方が高額の場合、補助対象経費となりますか？	SIIが定めた謝金規程及び旅費規程の金額分が補助対象となります。ただし、差額分については補助対象外となります。
33	その他	交付決定時の事業内容(計画)から乖離する場合、どのような対応が必要ですか。	交付決定時の事業内容(計画)から、事業実績が大きく乖離する見込みがある場合は、必ずSIIに連絡してください。SIIから必要な手続きを案内します。 SIIから交付決定した補助金額の増額・減額を指示することがあります。 増額の場合、計画変更がSIIから承認されるまでは、交付決定額を超える支援は補助対象として認められませんのでご注意ください。 交付申請においては、適切な事業内容(計画)で申請してください。